

栗山町自治基本条例

(平成25年4月1日施行)

前文

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 基本原則(第4条―第5条)

第3章 町民(第6条―第9条)

第4章 議会(第10条―第11条)

第5章 行政(第12条―第15条)

第6章 情報の共有(第16条―第20条)

第7章 町民参加の推進(第21条―第22条)

第8章 住民投票(第23条)

第9章 地域コミュニティ(第24条)

第10章 総合計画(第25条)

第11章 行政運営(第26条―第31条)

第12章 町民生活の安全確保(第32条)

第13章 連携等(第33条―第36条)

第14章 条例の見直し(第37条)

附則

栗山町は、明治21年(1888年)に開拓の鉾がおろされてから今日まで、先人の英知と情熱により幾多の困難を乗り越え、尊い歴史を刻みながら発展してきました。

その先人が守り育てた歴史、文化、伝統を引き継ぎ、「ふるさととは栗山です。」と町民誰もが誇りを持ち、い

つまでも住み続けたいと思うことができるまちとするため、栗山町民憲章の理念を尊重し、新たな自治の歩みを進めていかなければなりません。

地方分権の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が広がるとともに、少子高齢化と人口減少の進展や、厳しさを増す地方財政など、本町を取り巻

く社会経済情勢が刻々と変化し、自治の在り方が問われていきます。

時代に対応し、持続可能な地域社会をつくるためには、町民一人ひとりが自治の主体であることを認識し、自ら考え、行動するとともに、町民、議会、行政がそれぞれの役割を尊重し、相互に補充し合い、協力して町政を進めていかなければなりません。

主権者である町民の参加による自律したまちづくりの推進を、町民、議会、行政が共有する基本理念とし、実現のための仕組みを定め、これを守り育てていくため、ここに栗山町自治基本条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、栗山町の自治の基本的な原則と制度を定め、町民の権利と役割、議会と行政の役割と責務を明らかにすることにより、町民自治の推進を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する人(以下「住民」といいます。)、町内で働き又は学ぶ人、事業活動その他の活動を営む人又は法人もしくは団体をいいます。
- (2) 町 議会と行政をいいます。
- (3) 町政 町が行う自治の活動をいいます。
- (4) 行政 町長(地方公営企業の管理者の権限を有する町長を含む。)とその他執行機関をいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、栗山町の自治に関する最高規範であり、町民、議会、行政はこの条例を遵守しなければなりません。

2 町は、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める内容を最大限に尊重し、整合を図ります。

3 町は、法令等を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして、適正に判断します。

第2章 基本原則

(情報共有の原則)

第4条 町民、議会、行政は、情報を共有します。

(町民参加の原則)

第5条 議会と行政は、町民参加のもとに町政を推進します。

第3章 町民

(町民の権利)

第6条 町民には、町政に関する情報を知る権利があります。

2 町民には、町政に参加する権利があります。

3 町民は、町政への参加又は不参加を理由として、不利益を受けることはありません。

(子どもの権利)

第7条 次代を担う子どもには、年齢に応じた方法により、町政に関する情報を知る権利と、町政に参加

する権利があります。

2 町は、前項の権利を保障するため、子どもの主体性を尊重した参加機会の充実を図ります。

(町民の役割)

第8条 町民は、町政に関する情報を取得し、町政に参加するよう努めます。

2 町民は、町政への参加に当たっては、自らの発言や行動に責任を持ち、お互いを尊重し、協力し合うよう努めます。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、社会的責任を認識し、地域との調和を図るとともに、暮らしやすい地域社会づくりに参加するよう努めます。

第4章 議会

(議会の役割と責務)

第10条 議会は、行政との緊張を保持し、適正に監視するとともに、必要な政策を提案する役割を果たします。

2 議会は、議会の活動の全体を通して、町政や政策等の論点と争点を広く明らかにします。

3 議会は、議会の活動を町民に報告するとともに、町民が議会の活動に参加できるよう適切な措置を講じます。

4 議会は、議会の政策能力を強化するため、調査活動と立法活動の充実を図ります。

5 議会は、議員相互の自由な討議を重んじて運営します。

6 前各項に規定するもののほか必要な事項は、栗山町議会基本条例(平成18年条例第17号)に定めます。

(議員の役割と責務)

第11条 議員は、町民全体の福祉の向上を目指して活動します。

2 議員は、町政に対する町民の意見等を把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、町民の信託に応えます。

3 議員は、町民の代表として、その倫理性を自覚し、公正に活動します。

第5章 行政

(行政の役割と責務)

第12条 行政は、政策等を適切に執行する役割を果たします。

2 行政は、町政に関する情報を公開し、町民に対し説明責任を果たします。

3 行政は、町民の意見等を尊重した行政運営を行うため、町民の参加機会の充実を図ります。

(町長の役割と責務)

第13条 町長は、栗山町の代表として、町民の信託に応え、町民全体の福祉の向上のため、公平、公正かつ誠実に町政を執行する役割を果たします。

2 町長は、自己の研さんに努めるとともに、職員を適切に指揮監督し、効果的な行政運営を行います。

3 町長は、政策課題に的確に対応できる能力を持った職員を育成するとともに、効率のかつ機能的な組織を編成します。

(就任時の宣誓)

第14条 町長は、就任に当たり、この条例の基本理念の実現のため、公平、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓します。

(職員の役割と責務)

- 第15条 職員は、町民全体の福祉の向上を目指して、公平、公正かつ誠実に職務を遂行する役割を果たします。
- 職員は、自己研さんにより職務能力を向上させるとともに、所属を超えて連携を図り、政策課題に迅速かつ的確に対応します。
 - 職員は、町民との信頼関係づくりに努めるとともに、町民と連携して職務を遂行します。

第6章 情報の共有

(情報の提供)

第16条 町は、町政に関する情報を適切な方法で町民に提供するとともに、情報提供に関する制度の充実を図ります。

2 町は、第21条第1項各号に規定する事項を実施するときは、政策形成の過程を明らかにするとともに、その検討段階から町民に必要な情報を提供します。

(情報公開制度)

第17条 町は、町政に関する情報の公開を求められたときは、栗山町情報公開条例（平成14年条例第32号）で定めるところにより、情報を公開します。

(個人情報の保護)

第18条 町は、個人の権利と利益が侵害されることのないよう、個人情報を適正に保護します。

2 町民は、町が保有する個人情報について、栗山町個人情報保護条例（平成8年条例第10号）で定めるところにより、開示、訂正及び利用停止を求めることができます。

2 町民は、町が保有する個人情報について、栗山町個人情報保護条例（平成8年条例第10号）で定めるところにより、開示、訂正及び利用停止を求めることができます。

(会議の公開)

- 第19条 議会は本会議のほか、常任委員会と特別委員会を原則公開とします。
- 行政は、審議会などの附属機関とこれに類するもの（以下「審議会等」といいます。）の会議を原則公開とします。
 - 町は、前2項で規定する会議を公開することが適当でないとき、非公開とすることができます。

(情報の収集と管理)

第20条 町は、町政に関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかに町民に提供できるよう統一した基準により管理し、保存します。

第7章 町民参加の推進

(町民参加の保障)

第21条 町は、次の各号に掲げる事項を実施するときは、その検討段階から適切な方法で町民の参加機会を提供します。

- 総合計画と各政策分野の基本的な計画を策定又は改定するとき。
- 町民生活に影響を及ぼす条例等を制定又は改廃するとき。

(3) 広く町民が利用する施設の開設、改良、廃止をするとき。

(4) 町民生活に大きな影響を及ぼす政策等の決定をするとき。

2 町は、前項に規定する参加機会において出された意見等について総合的に検討し、その結果と理由を公表します。

- 町は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、町民参加を求めないことができます。
- 緊急を要するもの
- 法令の規定によるもの

(審議会等の委員の選任)

第22条 町は、審議会等の委員の選任について、次の各号に掲げる事項に配慮します。

- 原則として、公募により選任された町民の委員を含むこと。
- 地域、年齢、性別等に偏りがないようにすること。
- 他の審議会等との重複を必要最小限にすること。

第8章 住民投票

(住民投票)

第23条 町長は、町政に関する重要事項について、住民の意思を確認する必要があるときは、議会の議決を経て、住民投票を実施することができます。

- 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。
- 町は、投票の結果を尊重します。

第9章 地域コミュニティ

(地域コミュニティ)

第24条 町民は、自治の担い手となる地域コミュニティの重要性を認識し、その活動に参加するよう努めます。

2 町は、地域コミュニティの自主性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を必要に応じて支援します。

第10章 総合計画

(総合計画)

第25条 町は、町政の目指す方向を明らかにし、総合的かつ計画的に町政を運営するため、情報の共有と町民参加を踏まえて、最上位の計画として総合計画を策定します。

2 町が進める政策等は、総合計画に根拠を置きます。

3 総合計画は、計画期間を原則8年とする基本構想、基本計画、進行政管理計画により構成し、このうち基本構想と基本計画については、議会の議決の対象とします。

4 基本計画は、計画期間中の4年目に、議会の議決により改定します。

5 総合計画は、第28条第2項に規定する行財政改革大綱に基づく推進計画等との整合性に留意して策定します。

6 行政は、毎年度、基本計画に基づく事業の進行政管理を行い、その情報を公表します。

7 町は、各政策分野の基本的な計画の策定又は改定

に当たっては、総合計画との整合性を図ります。

8 前各項に規定するもののほか必要な事項は、栗山町総合計画の策定と運用に関する条例(平成 年条例第 号)に定めます。

第11章 行政運営

(財政運営)

第26条 行政は、自律的な財政基盤の強化を図るとともに、財政健全化の指標を定めた中長期の財政見通しのもと、健全な財政運営を行います。

2 行政は、総合計画等を踏まえて予算を編成し、執行します。

3 行政は、予算、決算、財政状況等を、毎年度、町民に公表します。

(政策評価)

第27条 行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政活動を点検し、改善する評価の仕組みを確立します。

2 行政は、前項における評価の結果を予算編成に反映させるとともに、町民に公表します。

3 行政は、第1項の評価に当たっては、町民参加により行います。

(行財政改革)

第28条 行政は、行政運営の在り方を見直すとともに、その効率化を図るため、町民の参加を経て行財政改革大綱を策定します。

2 行政は、行財政改革大綱に基づく推進計画等を策定し、その進行政管理を行うとともに、進捗状況を公

表します。

(行政手続)

第29条 行政は、処分、行政指導及び届出に関する手続を定め、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ります。

2 前項に規定するもののほか必要な事項は、栗山町行政手続条例(平成8年条例第14号)に定めます。

(町民の意見等への対応)

第30条 行政は、町民からの意見、提言、要望等があったときは、その情報を共有し、迅速かつ誠実に対応します。

(法務原則)

第31条 行政は、政策課題に的確に対応するため、条例、規則等の制定又は改廃を適切に行うとともに、法務の充実を図ります。

2 行政は、自らの責任において法令を適正に解釈し、運用します。

第12章 町民生活の安全確保

(町民生活の安全確保)

第32条 町は、町民の生命、身体、財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある緊急の事態等に的確に対応するための体制等を整備し、町民生活の安全確保を図ります。

2 町民は、緊急の事態等の発生時に、自らの安全確保を図るとともに、町民相互の連携に努めます。

第13章 連携等

(地域内の連携)

第33条 町民、議会、行政は、より良い地域社会をつくるため、それぞれの活動において連携を図ります。

(国、北海道との連携)

第34条 町は、国、北海道とそれぞれ適切な役割分担のもと、対等な関係で相互に連携を図ります。

(他の市町村との連携)

第35条 町は、効率的な町政運営や共通する課題の解決のため、他の市町村との連携を図ります。

(国際交流)

第36条 町は、各種分野における国際的な交流と連携に努め、その成果を町民に公表します。

第14章 条例の見直し

(条例の見直し)

第37条 町は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、必要な見直しを行います。

2 町は、前項の見直しに当たっては、町民が参加できるように必要な措置を講じます。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。

栗山町議会基本条例

(平成18年5月18日施行、改正条例平成24年12月20日施行)

前文

第1章 目的(第1条)

第2章 議会・議員の活動原則(第2条―第3条)

第3章 町民と議会の関係(第4条)

第4章 町長と議会の関係(第5条―第8条)

第5章 自由討議の拡大(第9条)

第6章 政務調査費(第10条)

第7章 議会改革の推進(第11条―第13条)

第8章 議会・議会事務局の体制整備(第14条―第20条)

第9章 議員の身分・待遇、政治倫理(第21条―第23条)

第10章 最高規範性及び見直し手続(第24条―第26条)

附則

栗山町民(以下「町民」という。)から選挙で選ばれた議員により構成される栗山町議会(以下「議会」という。)は、同じく町民から選挙で選ばれた栗山町長(以下「町長」という。)とともに、栗山町の代表機関を構成する。この二つの代表機関は、ともに町民の信任に応える活動し、議会は多数数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、栗山町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして、これら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。

われわれは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、町民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築きたいと思う。

第1章 目的

（目的）

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、町民に身近な政府としての議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることにより、町政の情報公開と町民参加を基本にした、栗山町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を町民に明らかにし

なければならぬ。

3 議会は、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例をふまえて別に定める栗山町議会会議規則（昭和63年規則第1号）の内容を継続的に見直すものとする。

4 議長は、別に定める栗山町議会傍聴規則（平成20年規則第1号）に定める町民の傍聴に関し、傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。

5 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休想する場合には、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明するよう努める。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政の課題全般について、課題別及び地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の信託に応える活動をするものとする。

3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

第3章 町民と議会の関係

（町民参加及び町民との連携）

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底

するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに、議会主催の一般会議を設置するなど、会期中又は閉会中を問わず、町民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。

3 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。

5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

7 議会は、議会モニターを設置し、町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させるものとする。

8 議会は、前7項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年一回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

9 議会は、議会の権限に属する重要な議決事項につき、必要があると認めるときは、当該事項に関する

十分な情報公開のもとに、町民による投票を行い、その結果を尊重して議決することができる。この場合において、町民による投票に関する実施の要領は、別に条例で定める。

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施にかかわる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、

に、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

(法律第96条第2項の議決事項)

第8条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。

- (1) 栗山町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び総合計画
- (2) 栗山町都市計画マスタープラン
- (3) 栗山町住宅マスタープラン
- (4) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (5) 次世代育成支援行動計画

第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第9条 議会は、議員による討論の広場であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等

に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 政務活動費

(政務活動費の交付、公開、報告)

第10条 政務活動費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める栗山町議会議務活動費の交付に関する条例（平成14年条例第41号）に基づき議員個人に対して交付するものとする。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民等から疑義が生じないよう、議長に対して証拠類を添付した報告書を提出するとともに、一年に一回以上、政務活動費による活動状況を町民に報告しなければならない。

第7章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第11条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の議会改革推進会議に学識経験を有する者等を構成員として加えることができる。

(交流及び連携の推進)

第12条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

(議会モニター設置)

第13条 議会は、円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置するものとする。

2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

第8章 議会・議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営及び一般会議の設置)

第14条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。

2 議会は、法律により活動が制限されている常任委員会、特別委員会等の制約をこえて、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとする。

(調査機関の設置)

第15条 議会は、町政の課題に関する調査のための必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査

機関に議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会サポーターの協力)

第16条 議会及び議会事務局は、広く英知を結集して活動をするため、町内外から自主的な協力者(以下「議会サポーター」という。)を募り、その協力を得ることができる。

2 議会サポーターの氏名は公開し、その協力活動は原則として無償とする。

3 前2項のほか、議会サポーターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会図書室の設置、公開)

第17条 議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、町民、町職員の利用に供するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。なお、当分の間は、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮するものとする。

(議員研修の充実強化)

第19条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く分野の専門家、町民各層等との議員研究会を積極的に

開催するものとする。

(議会広報の充実)

第20条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第9章 議員の身分・待遇、政治倫理

(議員定数)

第21条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 議員定数の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があつた場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

(議員報酬)

第22条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 議員報酬の条例改正案は、法律第74条第1項の規

定による町民の直接請求があつた場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

(議員の政治倫理)

第23条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使用することによつて、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第10章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第24条 この条例は、議会運営における最高規範であつて、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。

(議会及び議員の責務)

第25条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もつて町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第26条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であつても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附則

この条例は、平成18年5月18日から施行する。

附則 平成20年条例(第19号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附則 平成20年条例(第33号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附則 平成21年条例(第8号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附則 平成23年条例(第10号)

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

附則 平成23年条例(第16号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)の施行の日から施行する。

附則 平成24年条例(第23号)

この条例は、平成24年12月20日から施行する。ただし、第6章及び第10条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する日又はこの条例の公布の日の日ずれか遅い日から施行する。

総合計画の策定と運用に関する条例(案)

— 栗山町議会案

(平成22年6月)

第1章 総合計画の目的(第1条—第2条)

第2章 総合性の確保等(第3条—第5条)

第3章 総合計画の体裁(第6条—第7条)

第4章 総合計画の原則(第8条—第12条)

第5章 計画策定の手続き(第13条—第15条)

第6章 関連制度等の整備(第16条)

第1章 総合計画の目的

(政策の基本枠組み)

第1条 栗山町(以下「町」という)は、町民の信託に基づいて公共政策を行う地域の政府であり、将来

を見ずしてそれらの政策を効果的に推進し、もって町民福祉の増進をはかるため、町が実施する政策の基本枠組みとして総合計画を策定する。

(自律的・安定的な地域づくり)

第2条 町は、町長、町長、議員、職員が共有する実効ある総合計画の推進によって、少子高齢社会の進行等、今後の社会変化に的確に対応するために、限られた政策手段を有効に活用して、財政を健全に運営しながら、将来の町民に過重な負担を強いることのない、自律的・安定的な地域づくりを行う。

第2章 総合性の確保等

(総合計画の名称)

第3条 総合計画の名称は「栗山町第〇次総合計画—〇〇年〜〇〇年」とする。

(総合性の確保)

第4条 総合計画は、町が実施または構想する政策、施策及び事業（以下「政策等」といふ）を定める等、以下の諸事項を含めて総合性を確保するものとする。

- ① 基本構想、基本計画及び進行政管理計画等を体系化し一つの計画に総合化

- ② 職員定数、組織編成、業務遂行、職員配置等、行政体制の適正化の方策（以下「行政適正化プログラム」といふ）及び歳入の確保、債務負担の軽減、歳出の重点化等による財政健全化の方策（以下「財政健全化プログラム」といふ）等、行財政改革の計画的実施を含めた総合化

- ③ 前号をふまえ、かつ公開と参加の所定の手続の

もとで実施することを決定した諸政策及び将来を展望した政策構想の総合化

- ④ 総合計画の策定及び運用に欠くことのできない関連諸制度の総合的な整備

(総合計画書の体裁)

第5条 総合計画は、第11条に定める進行政管理計画を含めて、必要最小限の分量で作成するとともに、誰もが容易に政策等が一望でき、かつ簡便な方法で入手できるものとする。

第3章 総合計画の原則

(計画と予算の原則)

第6条 町が行う政策等は、総合計画に根拠を置くものとし、総合計画に記載のない政策等は、緊急に必要が生じた場合を除き、予算化しないことを原則とする。

(緊急政策への対応)

第7条 町は政策等の追加、変更、廃止の必要が緊急に生じた場合は、町長と議会の協議を経て、総合計画を修正する議会の議決を行う。ただし町民の生活に重大な影響を及ぼす政策等で、かつ政策等の決定にあたって時間が確保できるときは、可能な限り町民、職員の参加を求める。

第4章 総合計画の構成

(総合計画の期間)

第8条 総合計画は、計画期間を原則として8年とする。

る基本構想、基本計画及び進行政管理計画によって構成し、このうち基本構想及び基本計画については、栗山町議会基本条例第8条第1号に基づく議決の対象とする。

- 2 次期総合計画は、実行中の総合計画期間の最終年度に策定し、翌年度から実行する。なお総合計画を策定する当該年度以外の年度において町長が交代したときは、交代した町長のもとで、新たな総合計画を策定するものとする。

(基本構想)

第9条 基本構想は、前総合計画の総括、新総合計画の特色、第4条各号に規定した総合計画の要件に關して必要な事項を記載し、当該総合計画の策定と運用の指針とする。

(基本計画)

第10条 基本計画は、前期4年の実施計画及び後期4年の展望計画により構成し、前期実施計画期間中の4年目に後期実施計画を議会の議決を経て策定し、翌年度から実行する。

- 2 実施計画は、財源調達を含めて実施が確実に見込まれる政策等からなり、これらの政策等については担当課及び関連課を記載する。

- 3 展望計画は、総合計画の策定時点では実施の優先度の低い政策等、財源の確保が確実になった時点で実施する政策等及び将来を展望する政策構想を記載する。

(進行政管理計画)

第11条 進行政管理計画は、実施計画の個々の施策・主

要事業の進行を適切に管理するために、施策・事業の目的、指標、目標値、達成度、財源構成及び進捗状況等、当該施策・事業の進行管理に関して必要な事項を施策・事業ごとに定型のシートに記載する政策情報であり、本条例のほか栗山町議会基本条例第6条（町長による政策等の形成過程の説明）及び第7条（予算・決算における政策説明資料の作成）の規定をふまえて作成する。

2 第7条に基づいて修正した実施計画の施策・事業は、それぞれについて修正年度及び修正理由を明記したうえで、前項の規定に基づいて進行を管理する。

（その他の個別計画）

第12条 栗山町議会基本条例第8条第2号以下に規定する議決を要する計画を含めて、総合計画以外に特定の政策分野における個別計画等（以下「個別計画」という）を策定する場合は、総合計画との関係を明らかにするとともに、策定後においても総合計画との十分な調整のもとに進行を管理する。

2 法令の規定または国及び道の要請に基づいて策定する計画、プラン等と総合計画の関係については、前項の規定を準用する。

3 前2項の個別計画は、第13条以下に規定する総合計画の策定手続に準じて策定する。

4 個別計画は、前条に定めた進行管理計画に準じて進行を管理する。

第5章 計画策定の手続

（総合計画の策定手続）

第13条 総合計画はおおむね以下の手続によって策定

する。

2 町長は、総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という）を設置し、公募する委員を含めて町民のなかから若干名の委員を委嘱するとともに、政策や計画に専門的知識を有する者若干名をアドバイザー委員として加えることができる。

3 町長は、策定委員会の活動を補佐するため、職員による総合計画策定事務局（以下「策定事務局」という）を設置する。

4 策定委員会は、おおむね以下の手続により、各種の参加を推進し、その結果をふまえて総合計画の案を作成する。

① 適切な方法により、町長、議員及び職員からあらかじめ意見を聴取して、総合計画の策定にあつて討議すべき課題または論点を整理した文書（以下「討議要綱」という）及びそれらの関連資料・統計（以下「関連資料」という）を作成し、公開する。

② 討議要綱及び関連資料に基づいて、町民、町長、議員及び職員の参加を推進し、その意見等をふまえて総合計画一次案（以下「計画一次案」という）を作成し、公開する。なお、町民参加職員参加は、きめ細かな方法を工夫して実施するものとする。

③ 計画一次案をパブリック・コメントに付し、町民、町長、議員、職員から提出された意見等をふまえて総合計画原案（以下「計画原案」という）を作成し、町長に提出する。

5 町長は、計画原案を行政内部で調整し、議会に総合計画案を提案する。

6 議会は、適切な審議を経て総合計画を議決する。

（実施計画の策定手続）

第14条 実施計画は、従前の実施計画における政策等の評価、従前の実施計画の4年目に行われる町長選挙において当選者が掲げる政策及び当初展望計画に表記した政策構想等を総合的に検討して策定する。

なお、後期実施計画の策定に際しては、次期総合計画の策定を考慮し、後期実施計画の終了後に想定される政策等の課題を展望計画に準じて整理するものとする。

2 実施計画は、前条の手順に準じて策定する。

（情報の作成・公開）

第15条 策定委員会及び策定事務局は、第13条に定めた各種参加を効果的に推進するため、第13条第4項に規定した討議要綱及び関連資料とは別に、町の行政、政策等、町民をとりまく地域生活環境の診断に資する情報を作成し公開する。

2 町民、町長、議員及び職員は、策定委員会に対し、これら政策情報の作成に関して意見を述べることができる。

第6章 関連制度等の整備

（関連制度等の整備）

第16条 町は、総合計画を適切に推進して政策等の実効性及び行政の健全性を確保するため、第13条に定めた各種参加、情報公開のほか必要な仕組みを整備する。

2 町長は、職員と組織及び民間の能力を最大限に活用して政策等を遂行するため、第4条第2号に規定した行政適正化プログラムを策定する。

- 3 町は、総合計画における政策等を財源の根拠をもって策定するとともに、真に必要な政策等に充てる財源を確保し、あわせて中長期的視野にたつて町財政を健全に運営するため、以下の措置を講じる。
 - ① 町長は、第4条第2号の規定に基づき、財政の健全度を判断するための指標（以下「判断指標」という）を定め、判断指標に基づいて目標指数（以下「目標指数」）を表記した財政健全化プログラムを策定する。
 - ② 総合計画その他の予算を伴う計画の策定及び予算の編成は、判断指標及び目標指数に留意して行う。
 - ③ そのほか財政の健全化に必要な事項
 - 4 議会は、総合計画をふまえて、行政の政策活動を監視するとともに、積極的に政策等の提案を行う。
 - 5 町は、効果的、効率的な政策等を遂行するため、条例等の自治立法を積極的に行うとともに、法令等を自主的に解釈し運用するなど、行政及び議会の法務能力を強化し、充実する。
 - 6 町は、適切な情報の作成と公開に基づき、以下の事項につき、町民、行政及び議会等による政策等の評価を行い、その結果を公開し、計画の策定及び予算の編成に反映させる。
 - ① 行政適正化プログラム及び財政健全化プログラム
 - ② 実施計画及び進捗管理計画に表記した政策等
 - ③ 主要な施策・事業の人員費を含む原価計算及び事業効果
 - ④ 前3号のほか本条例に規定する総合計画関連諸制度の整備及び実施
 - ⑤ そのほか評価に必要な事項

7 町は、自治体に共通する課題の解決を図るため、様々な方法によって、近隣自治体をはじめとする他自治体との交流、連携に努めるとともに、広く自治体の先駆的实践に学び、かつ自らも実践の成果を積極的に発信する。

（自治基本条例との関係）

第17条 町は、本条例に定めた総合計画及び総合計画関連の仕組みが、町政運営の最高規範として今後制定する自治基本条例において重要な制度または条例

になることに留意して整備するものとする。

附則

1 第8条第1項及び第10条第1項の規定にかかわらず、第5次総合計画に関しては期間を7年2008年―2014年）、かつ第5次総合計画の前期実施計画に関しては期間を3年（2008年―2010年）とする。

2 この条例は公布の日から施行する。

栗山町総合計画の策定と運用に関する条例

（平成25年4月1日施行）

- 第1章 総則（第1条―第4条）
 - 第2章 総合計画の構成（第5条―第8条）
 - 第3章 総合計画の策定手続（第9条―第10条）
 - 第4章 総合計画の運用（第11条―第13条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、総合計画の策定と運用に関する基本的な事項を定めることにより、町が進める政策、施策、事業（以下「政策等」といいます。）の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

（総合計画の位置付け）

第2条 総合計画は、町政における最上位の計画であり、町が進める政策等は総合計画に根拠を置くものとします。

（総合計画の名称）

第3条 総合計画の名称は、「栗山町第 次総合計画―年度―年度」とします。

(総合計画の体裁等)

第4条 総合計画は、町民が容易に理解できるものとするため、政策等を分かりやすく体系化します。

2 総合計画は、町民が簡便な方法で入手できるものとしします。

第2章 総合計画の構成

(総合計画の体系)

第5条 総合計画は、計画期間を原則8年とする基本構想、基本計画、進行政管理計画により構成し、このうち基本構想と基本計画については、議会の議決の対象とします。

(基本構想)

第6条 基本構想は、町政運営の理念と基本的な政策の方向性を定めるほか、総合計画の推進に当たつての必要な事項により構成し、当該総合計画の策定と運用の指針とします。

(基本計画)

第7条 基本計画は、原則として前期四年の実施計画と後期四年の展望計画により構成し、前期実施計画期間中の四年目に、議会の議決を経て後期実施計画を策定します。

2 実施計画は、財源調達を含めて実施が確実に見込まれる政策等により構成します。

3 展望計画は、将来を展望する政策構想と総合計画の策定時点では緊急性の低い政策等により構成します。

(進行政管理計画)

第8条 進行政管理計画は、実施計画に基づく主要事業の適切な進行政管理に必要な事項を記載する政策情報であり、町長とその他執行機関はその情報を公表します。

2 町長とその他執行機関は、第12条第1項の規定に基づき政策等の追加、変更、廃止をしたときは、それぞれその主要事業について、その年度と理由を明記した上で、前項の規定に基づいて進行政管理します。

第3章 総合計画の策定手続

(総合計画の策定手順)

第9条 町は、総合計画の策定に当たつては、その過程を明らかにするとともに、町民の意見を反映させるため、広く町民の参加機会を保障します。

2 総合計画は、政策等の実効性の確保のため、行政改革推進計画等との整合性に留意して策定します。

3 町長は、多様な方法で町民の参加を推進するとともに、職員の参加、議会による政策提案等を踏まえて総合計画原案（以下「計画原案」という。）を作成し、栗山町総合計画審議会（以下「審議会」という。）に諮問します。

4 審議会は、町長から諮問された計画原案について、町民の視点から慎重かつ活発な審議を行い、町長に答申します。

5 町長は、審議会からの答申を尊重して総合計画案を策定し、議会に提案します。

6 議会は、町長から提案された総合計画案について、慎重な審議を経て議決します。

(情報の作成と公開)

第10条 町は、前条第3項に定めた町民の参加を効果的に推進するため、総合計画の策定に当たつて討議すべき課題と論点を整理した文書のほか、必要な情報を作成し、町民に提供します。

2 町民は、前項の情報の作成と提供に関して、意見を述べることができます。

第4章 総合計画の運用

(総合計画と予算の原則)

第11条 町が進める政策等は、総合計画に基づき予算化することを原則とします。

(総合計画の見直し)

第12条 町は、政策等の追加、変更、廃止の必要が生じたときは、議会の議決を経て、総合計画を見直すことができます。

2 町は、前項の規定による見直しを行うに当たつて、広く町民の意見を反映する必要があるときは、可能な限り町民の参加機会を提供します。

(各政策分野の基本的な計画)

第13条 栗山町議会基本条例（平成一八年条例第一七号）第8条第2号から第5号までに規定する議会の議決事項とする計画を含めて、各政策分野の基本的な計画の策定又は改定は、総合計画との関係を明らかにするとともに、十分な調整のもとに行います。

2 前項の計画は、第9条に規定する総合計画の策定手順を例として策定します。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。

栗山町総合計画の策定と運用に関する条例の解説（栗山町）

第1条(目的)の解説

- 1 この条例は、栗山町自治基本条例（平成 年条例第 号）第25条第8項の規定に基づき、総合計画の策定と運用に関する基本的な事項を定めるものです。
- 2 本条は、この条例の目的を明らかにしたもので、この条例全般を通じての解釈と運用の指針となるものです。

第2条(総合計画の位置付け)の解説

- 1 総合計画は、財政の健全化と自律的で個性的な町政運営の両立を前提に、計画期間内における政策等の総合的かつ計画的な実行の指針となるものであり、町が定める全ての計画の最上位に位置することを定めています。

- 2 「町」とは、議会、町長（地方公営企業の管理者の権限を有する町長を含む。）とその他執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会）をいいます。

第4条(総合計画の体裁等)の解説

「町民」とは、町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人、事業活動その他の活動を営む人又は

法人もしくは団体をいいます。

第5条(総合計画の体系)の解説

- 1 総合計画の計画期間は、急速に変わる社会経済情勢への対応や、町長の任期を考慮した8年と定め、次期総合計画は、当該総合計画期間の最終年度（8年目）に策定し、翌年度から実行します。「原則」としたのは、総合計画の策定と改定年度以外の年度において町長が交代した場合、計画期間と町長任期との整合を図る必要があるためです。
- 2 平成23年8月1日施行の地方自治法改正により、「議会の議決を経た市町村基本構想の策定義務」が撤廃されましたが、本町においては、栗山町自治基本条例第25条第3項及び栗山町議会基本条例第8条第1号の規定に基づき、基本構想と基本計画を議会の議決の対象としています。

第6条(基本構想)の解説

- 1 「基本的な政策の方向性」とは、当該総合計画の計画期間内における重点政策や、教育、福祉、産業等の各政策分野の基本的な方針をいいます。
- 2 「総合計画の推進に当たつての必要な事項」とは、

計画の期間と構成や、計画の財源、財政の健全化に向けた方策、策定と改定手続、進行政管理方法等があります。

第7条(基本計画)の解説

- 1 実施計画は、従前の実施計画における政策等の評価や、町長選挙において当選者が掲げる公約、計画策定時点での後期展望計画に表記した政策構想等を総合的に検討して策定します。
- 2 後期実施計画は、第9条に規定する計画策定の手順により策定するとともに、次期総合計画を考慮して策定します。

第8条(進行政管理計画)の解説

- 1 第1項における「主要事業の適切な進行政管理に必要な事項」とは、主要事業の目的、実施内容、財源構成、目標値、達成度、進捗状況等をいい、栗山町議会基本条例（平成18年条例第17号）第6条（町長による政策等の形成過程の説明）と、第7条（予算・決算における政策説明資料の作成）の規定を踏まえて作成されるものです。
- 2 第2項は、第12条第1項の政策等の追加、変更、廃止によって実施計画に変更が生じた場合は、その内容を進行政管理計画にも明記することを定めたものです。

第9条(総合計画の策定手順)の解説

- 1 第1項は、総合計画の策定に当たり、その策定プロセスを明らかにするとともに、町民の参加機会を設けることを、町に義務付けることを定めたものです。
- 2 第2項における「行財政改革推進計画等」とは、

持続可能な行財政構造を構築するための方策を定め、行財政改革推進計画と、職員定数と組織編成、職員配置等の行政体制の適正化を目的とする計画をいいます。

3 第3項における「多様な方法で町民の参加を推進」とは、パブリックコメント、まちづくり懇談会、アンケート調査等の手法を適切に用いることをいい、地域、年齢、性別等に偏りがないよう公平性の確保が必要となります。また、町民参加の目的と論点の明確化、参加の対象者の明確化、場所の設定、意見等を出しやすし手法の工夫など、町は常に創意工夫を重ねる必要があります。

4 第3項における「職員の参加」とは、職員個々による政策提案の実施や、所属を超えた政策検討会の開催など、職員の専門性と総合性を発揮した参加の取組をいいます。また、多様な町民の参加機会において出された意見等を総合的に検討し、政策立案する役割も重要です。

5 第4項は、町長に答申するまでの総合計画審議会が行う業務を定めたものです。

6 第5項の「答申を尊重して総合計画案を策定」とは、審議会からの答申について、課題等を整理し、その公益性や実効性について検討を行うとともに、財源の裏付けなど行財政改革推進計画等との整合性を図ることをいいます。

7 第6項の「慎重な審議を経て」とは、栗山町議会基本条例第4条（町民参加及び町民との連携）と、第9条（自由討議による合意形成）の規定を踏まえ審議を行うことをいいます。

第10条(情報の作成と公開)の解説

1 本条は、総合計画の策定に当たって、町民の各種参加を効果的に進めるために不可欠な情報の作成と提供を、町に義務付けたものです。

2 第1項における「必要な情報」とは、次の各号に掲げるものをいいます。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 関係ある法令又は条例等
- (5) 政策等の実施にかかわる財源措置
- (6) 将来にわたる政策等のコスト計算
- (7) その他必要な情報

3 第2項は、町が作成する第1項の情報に関して、意見を述べる権利が町民にあることを定めたものです。

第11条(総合計画と予算の原則)の解説

町が進める政策等は、総合計画に根拠を置くものとし、総合計画に基づかない政策等は予算化しないことを原則とするものです。

第12条(総合計画の見直し)の解説

1 第1項における「必要が生じたとき」とは、自然災害等の緊急事態や、国の経済・財政対策等の緊急政策の展開、社会経済情勢の急激な変化への柔軟な対応、総合計画の策定と改定年度以外の年度において町長が交代し、その公約を反映する場合等をいいます。

2 第2項における「広く町民の意見を反映する必要があるとき」とは、栗山町自治基本条例第21条第1

項の規定するもののほか、町民生活に影響を及ぼす政策等で、町が特に町民の参加機会が必要であると判断したものをいいます。また、「可能な限り」とは、決定に迅速性が求められ、町民参加手続を行って決定するまでの時間を設けることができない場合があることを意味します。

第13条(各政策分野の基本的な計画)の解説

1 本条は、総合計画以外の「各政策分野の基本的な計画」を総合計画の下位に位置づけ、整合性をとりながら策定又は改定することを定めたものです。

2 「栗山町議会基本条例第8条第2号から第5号までに規定する議会の議決事項とする計画」とは、次の各号に掲げるものをいいます。

- (1) 栗山町都市計画マスタープラン
- (2) 栗山町住宅マスタープラン
- (3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (4) 次世代育成支援行動計画

3 「各政策分野の基本的な計画」とは、栗山町議会基本条例第8条に規定するもののほか、総合計画に関連する各政策分野において基本となる方針を定める計画をいい、町が個別に策定する自主計画と、法令や国又は北海道の要請に基づいて策定する計画を含みます。